

岐阜県公報

第 二 千 六 百 六 十 号

平 成 二 十 七 年 六 月 三 十 日

(火曜日)

目 次

規 則

○岐阜県長良川球技場条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

(地域スポーツ課) 四五二^{ページ}

○岐阜県長良川球技場条例施行規則の一部を改正する規則

(同) 四五二

○岐阜県食品衛生法施行細則の一部を改正する規則

(生活衛生課) 四五二

告 示

○道路の区域変更

(道路維持課) 四五二

選挙管理委員会告示

○選挙権を有する者の総数の五十分の一の数及び三分の一の数

(選挙管理委員会) 四五三

○設立届が提出された政治団体の名称等の公表

(同) 四五四

○政治団体の異動事項の公表

(同) 四五五

○解散届が提出された政治団体の名称等の公表

(同) 四五五

○指定届が提出された資金管理団体の名称等の公表

(同) 四五七

○資金管理団体の異動事項の公表

(同) 四五七

○指定取消しの届が提出された資金管理団体の名称等の公表

(同) 四五七

公 示

○平成二十六年^度個人情報開示等の実施状況

(法務・情報公開課) 四五八

○平成二十六年^度公文書公開の実施状況

(同) 四五九

○特定非営利活動法人の設立認証申請

(環境生活政策課) 四六〇

○特定非営利活動法人の定款変更認証申請

(同) 四六〇

○大規模小売店舗立地法による意見書に関する件

(商業・金融課) 四六二

○土地改良事業計画の変更の適当の決定

(農地整備課) 四六三

○国土調査の結果に係る地図及び簿冊の認証

(都市政策課) 四六三

岐阜県公報

毎週

(火曜日)

発行

(休日^{に当たる}
ときは翌日)

平成二十七年六月三十日

規 則

岐阜県長良川球技場条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則をここに公布する。

平成二十七年六月三十日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県規則第八十二号

岐阜県長良川球技場条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

岐阜県長良川球技場条例の一部を改正する条例（平成二十七年岐阜県条例第九号）の施行期日は、平成二十七年七月一日とする。

岐阜県長良川球技場条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十七年六月三十日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県規則第八十三号

岐阜県長良川球技場条例施行規則の一部を改正する規則

岐阜県長良川球技場条例施行規則（平成三年岐阜県規則第三十九号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「又は第三駐車場」を「第三駐車場又は第四駐車場」に改め、同条第二項中「前項の」の下に「規定による」を加え、同条第三項中「第一項の」の下に「規定による」を加える。

第三条第二項中「又は第三駐車場」を「第三駐車場又は第四駐車場」に改める。

第四条第二項中「使用（特別設備）許可変更申請の」を「変更の許可の申請があった」に改める。

第六条中「及び第三駐車場」を「第三駐車場及び第四駐車場」に改める。

附 則

この規則は、平成二十七年七月一日から施行する。

岐阜県食品衛生法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十七年六月三十日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県規則第八十四号

岐阜県食品衛生法施行細則の一部を改正する規則

岐阜県食品衛生法施行細則（昭和四十八年岐阜県規則第六十八号）の一部を次のように改正する。

第八条中「別表第一六の項第一号」を「別表第一八の項第一号」に改める。

第九条中「別表第一七の項第一号」を「別表一九の項第一号」に、「別表第二二の項」を「別表第三一の項」に改め、同条第一号中「同条第六項」を「又は同条第六項」に改める。

第十条中「別表第二」を「別表第三」に改める。

第十一条中「第二条第二項（条例第三条第二項において準用する場合を含む。）」を「第二条第一項ただし書」に改め、「条例第二条第一項又は条例第三条第一項の基準を適用することが適当でないと認める」を削る。

別表中「別表第二一の項」を「別表第三一の項」に改める。

附 則

この規則は、平成二十七年七月一日から施行する。

告 示

岐阜県告示第三百九十五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十七年六月三十日から二週間岐阜県県土整備部道路維

持課及び岐阜県大垣土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十七年六月三十日

岐阜県知事 古 田 肇

道路の種類	路線名	区 間	区域 変更 前後 別	敷地の幅 員（メー ートル）	延長 （メー ートル）	備 考
県道	大垣垣老公園養公	養老郡養老町大坪字溝東 五四〇番一地从先から 同郡同町同字同 五六〇番一地从先まで	前	三・〇 一・四	三六・〇	
			後	三・二 二・四	三六・〇	

選挙管理委員会告示

岐阜県選挙管理委員会告示第五十二号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十四条第一項及び第七十五条第一項の規定による選挙権を有する者の総数の五十分の一の数並びに同法第七十六条第一項、第八十条第一項、第八十一条第一項及び第八十六条第一項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第六十二号）第八条第一項の規定による選挙権を有する者の総数の三分の一の数（その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあつてはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあってはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）は、次のとおりである。

平成二十七年六月三十日

岐阜県選挙管理委員会

委員長 大 松 利 幸

- 1 平成27年6月2日現在において選挙人名簿に登録されている者の総数
1,668,329人
- 2 総数の50分の1の数
33,367人
- 3 総数の3分の1の数（その総数が40万を超え80万以下の場合にあってはその40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあってはその80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）
308,542人

4 岐阜県議会議員の各選挙区別の総数及び3分の1の数

選 挙 区 名	総 数 (人)	3分の1の数 (人)
岐 阜 市	333,345	111,115
大 垣 市	145,054	48,352
高 山 市	75,380	25,127
多 治 見 市	92,867	30,956
關 市	72,999	24,333
中 津 川 市	66,008	22,003
津 濃 市	18,199	6,067
津 浪 市	31,569	10,523
羽 島 市	54,479	18,160
恵 那 市	43,286	14,429
美 濃 加 茂 市	40,796	13,599
土 岐 市	48,866	16,289
各 務 原 市	118,026	39,342

可 児 市	93,005	31,002
山 県 市	23,359	7,787
瑞 穂 市	40,350	13,450
飛 騨 市	21,583	7,195
本 巣 市	42,156	14,052
郡 上 市	36,533	12,178
下 田 市	28,938	9,646
海 津 市	30,253	10,085
羽 島 郡	37,254	12,418
養 老 郡	25,284	8,428

不 破 郡	28,760	9,587
安 八 郡	19,574	6,525
揖 斐 郡	57,334	19,112
加 茂 郡	43,072	14,358

岐阜県選挙管理委員会告示第五十三号
政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第六条第一項の規定により、政治
団体設立届が提出されたもの、同法第七条の二第一項の規定により、その名称等を次の
とおり通知する。

平成二十七年六月三十日

岐阜県選挙管理委員会
委員長 大 松 利 幸

その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）
国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地
いざわやすきを育てる会	井 澤 康 樹	井 澤 由 紀	瑞浪市寺河戸町1262
大平しんじ後援会	田 口 勝 胤	大 平 礼 子	可児市今瀬56—4
たはらりかとつながる生き生き会議	平 井 治 彦	大 竹 悦 子	可児市桜ヶ丘6—169
ぬのまた会	布 俣 正 也	永 井 清 雄	飛騨市古川町黒内948
瑞浪・土岐市合併研究会	井 澤 康 樹	井 澤 由 紀	瑞浪市寺河戸町1262
村木としふみを育てる会	村 木 清	村 木 幸 子	本巣郡北方町高屋1130

岐阜県選挙管理委員会告示第五十四号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第七条第一項の規定により、政治団体の届出事項の異動届が提出されたので、同法第七条の二第一項の規定により、その異動事項を次のとおり告示する。

平成二十七年六月三十日

岐阜県選挙管理委員会
委員長 大 塚 幸

政治団体の名称	異 動 事 項	新	旧
自由民主党池田町支部	代 表 者	竹 中 芳 弘	岩 谷 真 海
自由民主党岐阜県電気通信支部	会 計 責 任 者	伊 藤 幹 夫	小 島 正 治
民主党岐阜県第3区総支部	主たる事務所の所在地	各務原市那加岩地町1—30	各務原市那加前洞新町4—185
民主党岐阜県第4区総支部	主たる事務所の所在地	可児市今渡218—5	岐阜市美江寺町2—3
岐阜県医師連盟 飛騨市支部	代 表 者	紺 田 健 彦	大 高 征
	会 計 責 任 者	河 合 清 文	紺 田 健 彦
郷ひであき後援会 高木まさひろ後援会	主たる事務所の所在地	飛騨市古川町若宮2—1—66	飛騨市古川町杉崎221—1
	代 表 者	郷 英 明	郷 康 夫
	主たる事務所の所在地	岐阜市茜部中島1—62—2	岐阜市近島1—13—1

名古屋総理士北支政治部	代 表 者	岩 田 敏 男	高 井 直 樹
名古屋総理士北支政治部	会 計 責 任 者	深 川 祐 司	河 合 敏 則
名古屋総理士北支政治部	会 計 責 任 者	山 岸 健 次	間 宿 雄 次
布俣正也後援会	主たる事務所の所在地	飛騨市古川町是重1—2—24	飛騨市古川町上野233
濃飛政治経済研究会	主たる事務所の所在地	美濃加茂市西町2—24—1	岐阜市饒島精華1—3—17
はしむと正彦後援会	主たる事務所の所在地	高山市石浦町9—11—1	高山市石浦町8—73
古川たかとし後援会	代 表 者	三 島 英 盛	源 田 耕 正
水野賢一後援会	主たる事務所の所在地	中津川市苗木66	中津川市苗木9166
柳田デン笑顔の会	主たる事務所の所在地	本巣市文殊1325—3	岐阜市則松3—227

岐阜県選挙管理委員会告示第五十五号

岐阜県選挙管理委員会告示第五十五号（昭和二十三年法律第百九十四号）第十七条第一項の規定により、岐阜県選挙管理委員会が提出した「岐阜県選挙管理委員会」の届出事項を次のとおり告示する。

平成二十七年六月三十日

岐阜県選挙管理委員会
委員長 大 塚 幸

政治団体の名称	代 表 者 の 氏 名	会 計 責 任 者 の 氏 名	主たる事務所の所在地	解 散 年 月 日	政党又は政党の支部の場合その旨の表示	当該政党の支部を支部とする政党の名称	一以上の市町村の区域等を単位として設けられる支部の表示
自由民主党岐阜県揖斐郡第一支部	渡 辺 信 行	内 藤 孝 義	揖斐郡池田町本郷1287—3	平成27年4月30日	政党の支部	自由民主党本部	一以上市町村区域等
自由民主党久瀬支部	杉 本 一 義	杉 本 一 義	揖斐郡揖斐川町乙原84	平成27年5月28日	政党の支部	自由民主党本部	一以上市町村区域等

自由民主党谷汲支部	高橋元之	高橋元之	揖斐郡揖斐川町谷汲名礼246—2	平成27年5月26日	政党の支部	自由民主党本部	一以上市町村区域等
井澤康樹後援会連合会	加藤健二	市川世徳	瑞浪市寺河戸町1238—2	平成21年5月12日			
揖斐政治経済懇話会	渡辺信行	内藤孝義	揖斐郡池田町本郷1287—3	平成27年4月30日			
大野くにひろ友の会	井上悟	大野貞夫	岐阜市弥八町9	平成27年5月11日			
加藤えいすけ後援会	加藤英輔	棚橋真弓	羽島市上中町一色101	平成27年4月30日			
信友会	林久洋	内藤孝義	揖斐郡揖斐川町三輪878—2	平成27年4月30日			
田代よしあき後援会	宇野三夫	宇野満	揖斐郡大野町下座倉46	平成27年5月18日			
21世紀岐阜市活性化を進める会	大野邦博	大野貞夫	岐阜市弥八町9	平成27年5月11日			
野田のりおを育てる会	松岡正光	高木明	大垣市赤坂新町4—134—1	平成27年4月30日			
博友会	洞口博	木下裕子	飛騨市古川町沼町896	平成27年5月12日			
古田はじめを育てる会揖斐郡支部	渡辺信行	内藤孝義	揖斐郡池田町本郷1287—3	平成27年4月30日			
星川むつえ後援会	長谷部光由	徳田文子	瑞穂市古橋1273	平成27年5月12日			
洞口博連台後援会	田中公一	中村利治	飛騨市古川町杉崎179—2	平成27年5月10日			
松本紀史後援会	松本紀史	上出和子	高山市片野町6—222	平成27年5月16日			
みずなみ未来研究会	井澤康樹	井澤由紀	瑞浪市寺河戸町1238—2	平成21年5月12日			
安田よしくに後援会	伊藤直人	八十島雅夫	安八郡神戸町安次900—1	平成27年5月10日			
吉村俊廣後援会	山下芳信	森益基	中津川市坂下314—4	平成27年4月27日			
渡辺信行育信会	南林昇	内藤孝義	揖斐郡池田町本郷1287—3	平成27年4月30日			
渡辺信行後援会	渡辺幸一	内藤孝義	揖斐郡池田町本郷1287—3	平成27年4月30日			
渡辺信行友の会	樋口直嗣	内藤孝義	揖斐郡池田町本郷1287—3	平成27年4月30日			

岐阜県選挙管理委員会告示第五十六号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第二項の規定により、資金管理団体指定届が提出されたので、同法第十九条の二第一項の規定により、その名称等を次のとおり告示する。

平成二十七年六月三十日

岐阜県選挙管理委員会
委員長 大 松 利 幸

届出をした者の氏名	公 職 の 種 類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名
井澤 康樹	瑞浪市長	いざわやすきを育てる会	瑞浪市寺河戸町1262	井澤 康樹
布俣 正也	岐阜県議会議員	ぬのまた会	飛騨市古川町黒内948	布俣 正也

岐阜県選挙管理委員会告示第五十七号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第三項第三号の規定により、資金管理団体届出事項の異動届が提出されたので、同法第十九条の二第一項の規定により、その異動事項を次のとおり告示する。

平成二十七年六月三十日

岐阜県選挙管理委員会
委員長 大 松 利 幸

届出をした者の氏名	資金管理団体の名称	異 動 事 項	新	旧
浅野 裕司	浅野ゆうじ政経会	公職の種類	岐阜市議会議員	岐阜市長
高木 雅浩	高木まさひろ後援会	主たる事務所所在地	岐阜市西部中島1—62—2	岐阜市近島1—1—13

橋本 正彦	はしむと正彦後援会	主たる事務所所在地	高山市石浦町9—11—1	高山市石浦町8—73
柳田 明廣	柳田アツ笑顔の会	主たる事務所所在地	本巣市文殊1325—3	岐阜市則松3—227

岐阜県選挙管理委員会告示第五十八号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第三項第一号又は第二号の規定により、資金管理団体の指定の取消しの届が提出されたので、同法第十九条の二第一項の規定により、その名称等を次のとおり告示する。

平成二十七年六月三十日

岐阜県選挙管理委員会
委員長 大 松 利 幸

届出をした者の氏名	公 職 の 種 類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名
渡辺 信行	岐阜県議会議員	揖斐政治経済懇話会	揖斐郡池田町本郷1287—3	渡辺 信行
加藤 英輔	羽島市議会議員	加藤えいすけ後援会	羽島市上中町一色101	加藤 英輔
大野 邦博	岐阜市議会議員	21世紀岐阜市活性化を進める会	岐阜市弥八町9	大野 邦博
洞口 博	岐阜県議会議員	博友会	飛騨市古川町沼町896	洞口 博
松本 紀史	高山市議会議員	松本紀史後援会	高山市片野町6—222	松本 紀史
井澤 康樹	瑞浪市長	みずなみ未来研究会	瑞浪市寺河戸町1238—2	井澤 康樹

公 示

。平成二十六年 度 個人 情報 の 開 示 等 の 実 施 状 況

岐阜 県 個人 情報 保 護 条 例 (平 成 十 年 岐 阜 県 条 例 第 二 十 一 号) 第 二 十 九 条 の 規 定 に よ り
平 成 二 十 六 年 度 に お け る 個 人 情 報 の 開 示 等 の 実 施 状 況 を 次 の と お り 公 表 す る 。

平 成 二 十 七 年 六 月 三 十 日

岐 阜 県 民 事 務 長 官 田 邊 謙

1 開 示 請 求 、 訂 正 請 求 及 び 利 用 停 止 請 求 の 状 況 (単 位 : 件)

	個 人 情 報 総 合 窓 口	現 地 機 関	計
開 示 請 求	9	182	191
訂 正 請 求	0	1	1
利 用 停 止 請 求	0	2	2

2 開 示 請 求 の 内 訳 (単 位 : 件)

実 施 機 関	件 数	実 施 機 関	件 数
知 事 直 轄	0	議 会	0
総 務 部	0	教 育 委 員 会	5
清 流 の 国 推 進 部	0	選 挙 管 理 委 員 会	0
危 機 管 理 部	0	人 事 委 員 会	4
環 境 生 活 部	1	監 査 委 員 会	0
健 康 福 祉 部	6	公 安 委 員 会	0
商 工 労 働 部	0	警 察 本 部 長 会	63
農 政 部	0	労 働 委 員 会	0

林 政 部	0	収 用 委 員 会	0
県 土 整 備 部	3	内 水 面 漁 場 管 理 委 員 会	0
都 市 建 築 部	0	小 計	72
出 納 事 務 局	0	岐 阜 県 総 合 医 療 セ ン タ ー	59
振 興 局	4	岐 阜 県 立 多 治 見 病 院	45
		岐 阜 県 立 下 呂 温 泉 病 院	1
		岐 阜 県 立 看 護 大 学	0
小 計	14	小 計	105
		合 計	191

3 決 定 等 の 状 況

(1) 開 示 請 求 (単 位 : 件)

区 分	開 示	部 分 開 示	非 開 示 (不 存 在)	取 下 げ	計
件 数	117	51	21 (4)	2	191

(2) 訂 正 請 求 (単 位 : 件)

区 分	訂 正	部 分 訂 正	非 訂 正	そ の 他	計
件 数	0	1	0	0	1

(3) 利 用 停 止 請 求 (単 位 : 件)

区 分	利 用 停 止	部 分 利 用 停 止	非 利 用 停 止	そ の 他	計
件 数	0	0	2	0	2

4 不 服 申 立 て の 状 況 (単 位 : 件)

不 服 申 立 件 数		処 理		件 数		審 理 中
前年度からの繰越	本年度新規発生	全部認可	一部認可	棄 却	却 下 取 下 げ	
1	6	0	0	1	0	1
						5

5 個人情報取扱事務の登録状況 (単位：件)

実 施 機 関	件 数	実 施 機 関		件 数
		知 事 直 轄	議 会	
知	総 務 部	72	教育委員会	198
	清流の国推進部	76	選挙管理委員会	29
	危機管理部	89	人事委員会	13
	環境生活部	353	監 査 委 員 会	5
	健康福祉部	632	公安委員会	6
	商 工 労 働 部	244	警 察 本 部 長	141
	農 政 部	231	労 働 委 員 会	6
	林 政 部	139	収 用 委 員 会	1
	県 土 整 備 部	102	内水面漁場管理委員会	3
	都 市 建 築 部	143	小 計	414
事	出 納 事 務 局	16	岐阜県総合医療センター	34
			岐阜県立多治見病院	33
			岐阜県立下呂温泉病院	31
			岐阜県立看護大学	27

		小 計	
小 計	2,116	合 計	2,655

(注) 1 1～3における件数は、平成26年度に実施機関が開示等の決定を行った件数 (取下げがあったものを含む。) である。

2 5における件数は、平成27年4月1日現在の件数である。

。平成二十六年公文書公開の実施状況
岐阜県情報公開条例（平成二十二年岐阜県条例第五十六号）第二十七条の規定により平成二十六年四月一日から公文書公開の実施状況を次のとおり公表する。

平成二十七年六月三十日

岐阜県記録管理課 田 中 謙

1 請求者別の状況 (単位：件)

区 分	件 数
個 人	561
事業を営む個人及び法人その他団体	892
合 計	1,453

2 実施機関別の状況 (単位：件)

実 施 機 関		実 施 機 関	
知 事 直 轄	10	議 会	3
総 務 部	37	教 育 委 員 会	51
清流の国推進部	16	選挙管理委員会	6
危機管理部	5	人 事 委 員 会	1

環境生活部	120	委員等	監査委員	0
健康福祉部	206		公安委員会	0
商工労働部	51		警察本部長	68
農政部	67		労働委員会	0
林政部	35		収用委員会	0
県土整備部	407		内水面漁場管理委員会	0
都市建設部	364		小計	129
出納事務局	4		岐阜県総合医療センター	1
振興局	1		岐阜県立多治見病院	0
			岐阜県立下田温泉病院	0
		地方独立行政法人	岐阜県立看護大学	0
			小計	1
小計	1,323	合計	小計	1,453

3 決定等の状況 (単位：件)

区分	公開	部分公開	非公開 (うち不存在)	取下げ	計
件数	1,094	252	63 (53)	44	1,453

4 不服申立ての状況 (単位：件)

不服申立件数		処 理 件 数				審理中	
前年度からの繰越	本年度新規発生	全部認可	一部認可	棄却	取下げ		
3	6	0	1	3	1	0	4

(注) 1 1～3における件数は、平成26年度に実施機関が公開・非公開の決定を行った件数 (取下げがあったものを含む。) である。
2 4における処理件数 (取下げを除く。) は、岐阜県情報公開審査会において審判を行った件数である。

。特定非営利活動法人の設立認証申請
特定非営利活動促進法 (平成十年法律第七号) 第十条第一項の規定により特定非営利活動法人の設立認証の申請があったので、同条第二項の規定により次のとおり公示する。
平成二十七年六月三十日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 申請のあった年月日 平成二十七年五月二十九日
- 二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人かばさんファミリー
- 三 代表者の氏名 丹羽 洋子
- 四 主たる事務所の所在地 岐阜県山県市高富一―九六番地一
- 五 定款に記載された目的 この法人は、乳幼児及びその親をはじめとする子育て中の保護者と、関わるすべての住民に対して、子育て支援に関する事業を行い、地域の中で支え合い、育ち合っていくの出来る地域社会の造成に寄与することを目的とする。

。特定非営利活動法人の定款変更認証申請

特定非営利活動促進法 (平成十年法律第七号) 第二十五条第三項の規定により特定非営利活動法人の定款変更認証の申請があったので、同条第五項で準用する第十条第二項の規定により次のとおり公示する。

平成二十七年六月三十日

岐阜県知事 古 田 肇

一 申請のあった年月日 平成二十七年五月二十九日

二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人みんなのギフ・マジック

三 代 表 者 の 氏 名 大島 通生

四 主たる事務所の所在地 岐阜県岐阜市大学西二丁目七二番地

五 定款に記載された目的 この法人は、子どもたちをはじめ地域住民の生涯学習活動の一層の充実と岐阜県内で活動する各団体へのサポート並びに教育・文化・芸術の振興のための各種事業を行い、もって、その更なる活動の発展、福祉・子どもの健全育成及び地域活性化の推進に寄与することを目的とする。

○特定非営利活動法人の定款変更認証申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第三項の規定により特定非営利活動法人の定款変更認証の申請があつたので、同条第五項で準用する第十条第二項の規定により次のとおり公示する。

平成二十七年六月三十日

岐阜県知事 古 田 肇

一 申請のあつた年月日 平成二十七年六月五日

二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人仙の杜学舎

三 代 表 者 の 氏 名 鈴木 章

四 主たる事務所の所在地 岐阜県美濃市片知一〇九番地の四

五 定款に記載された目的 この法人は、森林環境の整備活動や、管理放棄による荒廃森林の再生など森林・林業が抱える諸問題を解決する事業を行うとともに、一般市民及び森林所有者等に対する自然教室、各種講習会等を通じて森林を取り巻く地域社会の構築や森林環境に対する意識の向上に寄与することを目的とする。

○特定非営利活動法人の定款変更認証申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第三項の規定により特定非

営利活動法人の定款変更認証の申請があつたので、同条第五項で準用する第十条第二項の規定により次のとおり公示する。

平成二十七年六月三十日

岐阜県知事 古 田 肇

一 申請のあつた年月日 平成二十七年六月八日

二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人DOREMIみらい

三 代 表 者 の 氏 名 相馬 清美

四 主たる事務所の所在地 岐阜県可児市土田五三一番地

五 定款に記載された目的 この法人は、国籍・年齢を問わず在日外国人との共生を進めながら、臨床美術士等の育成、普及と専門知識及び高度な技術の向上を目指すとともに、普段の生活が心豊かに暮らすことを願う方々に対して、世代間交流及び多文化共生を推進し、国際交流を図りながら、地域に密着した介護予防・重度化防止に取り組むことで住民一人ひとりが安心して暮らせることを目的とする「福祉でのまちづくり」に関する事業を行い、「ふだんのくらしがしあわせに」なるよう、福祉の増進に寄与することを目的とする。

○特定非営利活動法人の定款変更認証申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第三項の規定により特定非営利活動法人の定款変更認証の申請があつたので、同条第五項で準用する第十条第二項の規定により次のとおり公示する。

平成二十七年六月三十日

岐阜県知事 古 田 肇

一 申請のあつた年月日 平成二十七年六月十日

二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人生涯の地域活動支援の会アツマー

ルギふ

三 代 表 者 の 氏 名 池田 浩一

四 主たる事務所の所在地 岐阜県中津川市手賀野一七五番地二八

五 定款に記載された目的 この法人は、生涯学習コーディネーター、エトサポーター、子育てサポーター、青少年ボランティアリーダー

などのさまざまな形で地域活動に取り組む市民にその健全な地域活動をする実践の場を広く提供するため、その活動情報を収集し、情報交流すること及び広報すること並びに地域活動に必要なスキルの研修、人材発掘・育成などを支援していくことを通じて、健全な生涯の地域活動全般を支援し、広く公益に貢献することを目的とする。

。特定非営利活動法人の定款変更認証申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第三項の規定により特定非営利活動法人の定款変更認証の申請があつたので、同条第五項で準用する第十条第二項の規定により次のとおり公示する。

平成二十七年六月三十日

岐阜県知事 古 田 肇

一 申請のあった年月日 平成二十七年六月十日

二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人リスト音楽院友の会

三 代 表 者 の 氏 名 矢島 潤一郎

四 主たる事務所の所在地 岐阜県岐阜市徹明通一丁目九番地

五 定款に記載された目的 この法人は、日本からハンガリーのリスト音楽院に留学した演奏家、及びリスト音楽院の演奏家、また日本で

のリスト音楽院との交流事業、及びハンガリーでの日本との音楽交流事業の活動に対して、演奏会やその他音楽事業の主催・共催や後援、およびその運営または活動に関する連絡、助言又は援助に関する事業を行い、クラシック音楽の文化芸術の振興、及びハンガリーとのリスト音

楽院を通じた国際交流に寄与することを目的とする。

。特定非営利活動法人の定款変更認証申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第三項の規定により特定非営利活動法人の定款変更認証の申請があつたので、同条第五項で準用する第十条第二項の規定により次のとおり公示する。

平成二十七年六月三十日

岐阜県知事 古 田 肇

一 申請のあった年月日 平成二十七年六月十六日

二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人山県市災害ボランティア・サポーターセンター

トセンター

三 代 表 者 の 氏 名 大野 朝義

四 主たる事務所の所在地 岐阜県山県市岩佐二一七七番地一

五 定款に記載された目的 この法人は、市内外での災害に対して、組織・資材等を完備し災害ボランティア活動及び災害ボランティアコーディネート活動に関する事業を行い、防災及び災害復興

支援に寄与することを目的とする。

。大規模小売店舗立地法による意見書に関する件

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項の規定により意見書の提出があつたので、同条第三項の規定により概要を公示する。

なお、その意見書は平成二十七年六月三十日から一月間岐阜県商工労働部商業・金融課において縦覧に供する。

平成二十七年六月三十日

岐阜県知事 古 田 肇

一 建物の名称及び所在地

ホームセンターパロー北方店

本県市北方町高屋西部土地整理事業地二十街区七画地 外
二
意見の概要

北方町長の意見

- ・店舗敷地内に交通安全（防犯）設備の設置を必ず行っていただきたい。事前に状況をみて町として具体的な場所を示し設置をお願いすることもあるのです。承さ
れたい。（カーブミラー、防犯灯等）
 - ・営業開始後の搬入車両については児童生徒の登下校時間帯を十分に配慮して経路
や配置を計画願いたい。
 - ・退店経路は店舗東側方向に通学路があるため可能な限り県道二三号線を利用する
よう配慮願いたい。
- （届出事項 新設）

。土地改良事業計画の変更の適当の決定

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第四十八条第九項において準用する同
法第八条第一項の規定により、次の土地改良事業の計画の変更を適当と決定したので、
同法第四十八条第九項において準用する同法第八条第六項の規定により公示し、変更後
の土地改良事業計画書及び定款の写しを次のとおり縦覧に供する。

平成二十七年六月三十日

岐阜県知事 古 田 肇

施行者名	施行に係る地区名	縦覧場所	縦覧期間
美濃加茂市 関市役所 七宗町役場 八百津町役場 川辺町役場 八百津町役場 富坂町役場 加祝町役場 富坂町役場	美濃加茂市 関市役所 七宗町役場 八百津町役場 川辺町役場 八百津町役場 富坂町役場 加祝町役場 富坂町役場	美濃加茂市役所 関市役所 七宗町役場 八百津町役場 川辺町役場 八百津町役場 富坂町役場 加祝町役場 富坂町役場	平成二七・六・三〇から 同二七・七・二九まで

。国土調査の結果に係る地図及び簿冊の認証

国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）第十九条第二項の規定により、次の国土
調査の結果に係る地図及び簿冊を認証したので、同条第四項の規定により公示する。

平成二十七年六月三十日

岐阜県知事 古 田 肇

一 調査を行った者の名称

美濃加茂市

二 調査を行った地域

岐阜県美濃加茂市伊深町字新谷及び字薬師谷の一部

（伊深1地区）

三 調査を行った期間

平成二十四年度から平成二十六年度

四 地図及び簿冊の名称

岐阜県美濃加茂市（伊深町字新谷及び字薬師谷の一部）の地籍図

岐阜県美濃加茂市（伊深町字新谷及び字薬師谷の一部）の地籍簿

五 認証年月日

平成二十七年六月三十日

。国土調査の結果に係る地図及び簿冊の認証

国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）第十九条第二項の規定により、次の国土
調査の結果に係る地図及び簿冊を認証したので、同条第四項の規定により公示する。

平成二十七年六月三十日

岐阜県知事 古 田 肇

一 調査を行った者の名称

下呂市

二 調査を行った地域

岐阜県下呂市萩原町桜洞の一部（桜洞1地区）

三 調査を行った期間

平成二十一年度から平成二十五年 度

四 地図及び簿冊の名称

岐阜県下呂市（萩原町桜洞の一部）の地籍図

岐阜県下呂市（萩原町桜洞の一部）の地籍簿

五 認証年月日

平成二十七年六月三十日

。国土調査の結果に係る地図及び簿冊の認証

国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）第十九条第二項の規定により、次の国土調査の結果に係る地図及び簿冊を認証したので、同条第四項の規定により公示する。

平成二十七年六月三十日

岐阜県知事 古 田 肇

一 調査を行った者の名称

加茂郡白川町

二 調査を行った地域

岐阜県加茂郡白川町大字切井の一部（切井 地区）

三 調査を行った期間

平成二十三年度から平成二十六年 度

四 地図及び簿冊の名称

岐阜県加茂郡白川町（大字切井の一部）の地籍図

岐阜県加茂郡白川町（大字切井の一部）の地籍簿

五 認証年月日

平成二十七年六月三十日

平成二十七年六月三十日発行

発行者
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一号
岐阜県庁

編集
岐阜市三輪ふりとびあ十三丁
岐阜文芸社